

## 海外経済要録

### 米州諸国

◆米国、証券取引委員会、証券市場調査(第3部)を発表  
証券取引委員会(S E C)は8月8日、証券市場に関する調査報告書第3部を議会に提出した。この報告書は1961年の議会の命令に基づき、S E Cが証券市場の総合的な調査を実施した結果作成されたもので、その第1部は本年4月、第2部は7月にそれぞれ発表され、今回最終部分である第3部が発表された(第1部および第2部については本月報4月号および7月号要録参照)。これらの報告書は5,400頁に達する膨大なもので、米国証券市場に関する調査としては、1930年代初期以来の画期的なものといわれている。

本報告書第3部は取引所などの内部規制、証券信用の規制、オープン投資信託の販売慣行および昨年5月の株式相場暴落などを中心として扱っており、大要次の勧告を行なっている。

(1) 株式取引所の内部規制力を強化するため理事会構成などの改革、罰則の制定および苦情処理機構の再編成などを実施すべきである。また店頭取引に関する規制機能を有している全国証券ディーラー協会(N A S D)の機構を大幅に改革し、会員業者に対する規制力を根本的に強化するとともに、会員業者の機能および責任を明確にしなければならない。これに伴ってS E CのN A S Dに対する規制権限を株式取引所に対する規制権限と同一程度まで強化する要がある。

(2) 銀行、その他の金融機関およびディーラーが行なう株式担保の貸出につき、貸出資金の使途いかんにかかわらず、連邦準備制度理事会がマージン・リクワイアメントを定めることができるように、証券取引法を改正すべきである(現行では上場株式取得のための株式担保貸出だけを規制)。この規定は同理事会が一般的な経済、金融情勢ならびに証券市場の必要性に対処することができるよう、十分彈力的でなければならず、このためマージン・リクワイアメントは資金の目的いかんにより、異なったものとすることができるよう規定るべきである。

次に同理事会に、ディーラーがとくに指定する店頭取引証券を担保として信用を供与することを認める権限を与えるよう、証券取引法を改正すべきである。この

場合同理事会は上場証券と店頭取引証券との間、および店頭取引証券相互間に、異なったマージン・リクワイアメントを定めることができるものとする。これに対応して連邦準備制度の規程Tは改正るべきである。

また証券取引法を改正し、活発に取引されている店頭取引銘柄の株式および転換社債を担保とする銀行貸出につき、その資金使途のいかんを問わず、同理事会がマージン・リクワイアメントを定めうるようすべくある。これに伴って連邦準備制度の規程Uも改正されなければならない。

さらに上場株式の購入もしくは保有のための株式担保貸出に対する場合と同様、上場転換社債担保の貸出および上場転換社債の購入もしくは保有のための貸出に対しても、マージン・リクワイアメントを課すことができるよう、連邦準備制度の規程Uを改正すべきである。

(3) オープン投資信託における好ましからぬ販売慣行にかんがみ、業界代表およびN A S DはS E Cと協議のうえ、公正取引規則の正しい適用を通じ、好ましからぬ慣行の排除をはかるとともに、業界自身およびN A S Dによる監督機能を強化すべきである。また投資家に明確な情報を提供することができるよう、もくろみ書の内容をいっそう検討すべきである。

#### ◆米国、3,090億ドルの国債発行限度を延長

米議会は8月20日、現行国債発行限度(3,090億ドル)を11月末まで延長する法案を承認し、大統領の署名を得て発効した。

現在の国債発行限度額は、さる5月末の改正法により7月1日から8月末までの短期間暫定的に適用されており、その期限切れとともに政府は再引上げ方を議会に要請するものとみられていた(本月報6月号要録参照)。しかし、予期以上の景気拡大による歳入増から政府は今回発行限度引上げの要請を見送り、現行発行限度の3か月間延長を議会に要請したものである。しかし、財務省は本年内に70億ドル(第3四半期中20億ドル、第4四半期中50億ドル)の新規現金調達を必要としており、現在の国債発行残高(3,050億ドル)からみても、11月には再び発行限度額の引上げが必要と見込まれ、すでにジロン財務長官は11月に政府が要請する新しい国債発行限度額は3,160億ドルないし3,170億ドルになろうと述べている。

#### ◆米国、国法銀行のフェデラル・ファンド取引に対する貸出、借入限度規制を撤廃

通貨監督官サクソンは、今夏発行した「国法銀行関係

法規集」において、国法銀行の行なうフェデラル・ファンド取引につき、その放出額および取り入れ額を大口貸出限度および総借入限度に関する規制の対象外とするとの新たな解釈を明らかにし、連邦準備当局その他銀行筋に大きな反響を呼んでいる。

サクソン監督官の解釈によれば、この取引はむしろ単なる資金の売買取引とみるべきものであって、これを貸出取引と考えるのは適當でないとされている。したがつて国法銀行の1取引先に対する貸出限度(資本金および剩余额の合計額の10%)ならびに借入総額に関する限度(資本金の100%と剩余额の50%の合計額)の対象にはならないとしたものである。

フェデラル・ファンドの取引は、これまで主として大銀行に限られていたが、前記の解釈が適用される結果、今後は多くの中小国法銀行の参加が可能となるものとみられる。またフェデラル・ファンドの取引につき従来どおりの規制を受ける州法銀行は、この措置によって国法銀行に比し不利な立場に置かれることになるなど、今回の措置に伴う問題点は少なくない。

#### ◇米国、担保物件および再割引に関する連銀法の改正案提出

連邦準備制度理事会は8月23日、現行連邦準備法のうち連邦準備銀行による貸出に関する規定を大幅に改正する法案を議会に提出した。これは、連銀貸付の担保物件の適格性に関する現行準備法の複雑な規定を全廃し、今後各連銀が加盟銀行に対して、当該連銀の満足する物件により担保された銀行振出しの約束手形(期限付または要求払い)による貸付を行なうようにしたものである。また、これに伴い連銀による再割引は廢止される。そのほか、15日(政府証券を担保とした場合)もしくは90日(政府証券以外の適格手形を担保とした場合)以内という貸付期間の制限も撤廃され、適格担保以外の債権を担保とする貸付に対する高率適用(割引歩合の1%高以上)も廢止されることになる。

連邦準備法はその制定の当初において、加盟銀行に対する信用は商業、工業および農業の実取引に基づいて発生した短期の自動決済性を有する手形を対象として供与されることを原則としていた。しかし、その後経済の発展とともに信用需要の内容が複雑化し、国債残高および社債残高の増大ならびに消費者信用および抵当信用の発展などがみられ、これに伴って銀行の資産構成は大幅に変化した。かかる実状を反映して、一昨年暮、米国銀行協会会長は担保適格基準の廢止を主張したが、昨年秋のサクソン報告も同様に現在の担保適格基準を廢止して、

連銀が加盟銀行に対しその裁量により、より自由な貸出政策をとりうるように改めるべきであるとの勧告を行なっている。

今回の提案は、これらの主張と同じく担保の適格性に関する現行規定が現状に適合しない無用の制約であることを認めたものといえる。また、連銀の再割引業務についてみれば、銀行資産に占める政府証券の比重の増加および再割引業務に伴う事務上の煩瑣などが原因となって、最近ではほとんど行なわれなくなつており、今回この廢止が提案されるのは当然であったといえる。

この改正法案が成立すれば、今後の連銀貸出の可否は、担保として提供された物件の健全性および資金の用途の妥当性いかんによって、各連銀の裁量により決定されることになり、連銀貸出政策のいっそう彈力的な運用が可能となろう。

#### ◇米国、エッジ法会社に関する規程Kの改正

連邦準備制度理事会は、9月1日、連邦準備法第25条および第25条(a)に基づいて国外で金融業務を営むいわゆるエッジ法会社と協定会社(前者30社、後者5社)(注)に関する連邦準備制度規程Kを改正した。今回の改正の主たる目的は、一般の要望に答え、これら諸会社の国際金融取引を自由化し、同時に現行の煩雑な規程を簡略化することにある。

改正の要点は次のとおりである。

- (1) 同種の外国企業との競争力の維持および米国の貿易業者に対する金融手段の提供という国家目的を明示する。
- (2) 要求払預金および引受け債務の総額が資本金および剩余额を上回る会社は、すべて銀行業を営む法人とし、国法銀行および加盟州法銀行の外国支店に認められた限度内で、これらの会社が外国において証券の引受け、売却および発行を新たに行なえるようにする。
- (3) 会社が社債などの債務証書を発行する場合に必要な理事会の事前の承認手続きを簡略にする。
- (4) すでに海外支店または代理店を設置している会社が、その国でこれら店舗を増設する場合、従来の手続きを簡素化し、30日前に理事会にその旨通知すればよいこととする。
- (5) 他の法人の株式に対する投資について一部を自由化するとともに、認可手続きを大幅に簡略化する。
- (6) 外国人預金者からの定期預金受入れに関する規制を緩和する。
- (7) 債務保証限度を、規程Mの改正(本月報8月号要録参照)に準じて改正する。

(7) 一時的な余資の米国内での運用に対する規制を強化し、国内の公開市場商業手形および国内投資証券(連邦、州政府債券および銀行引受手形を除く)への運用を禁止する。

なお最後の点だけは、他の改正点と異なって現行規制の強化をねらっているが、これは主として国際金融に從事するこれらの会社の性格をいっそう明確に規定するとともに、これらを通ずるホット・マネーの流入による金融市場の混乱を防止するための措置とみられる。

(注) 連邦準備法第25条(a)に基づき設立された会社を通常エッジ法会社(Edge Act corporation)といい、それ以外の州法により設立された会社で連邦準備法第25条に基づき理事会と取決めを結んだものを通常協定会社(Agreement corporation)と呼んでいる。

#### ◆米国、外貨建財務省中期債券の発行

ニューヨーク連邦準備銀行は、このほど西ドイツ・ブンデスバンクおよびスウェーデン・リクスバンクの2行に対して、合計51百万ドル相当の外貨建財務省中期債(期間2年)を売却した。このうち、26百万ドル(104百万マルク)は、ブンデスバンク購入のドイツ・マルク建債券(金利年3.55%)、他の25百万ドル(129百万クローネ)は、スウェーデン・クローネ建債券(金利未詳)をリクスバンクが購入したものである。なお、ともにブンデスバンクあるいはリクスバンクの要求があれば、償還期限前でも財務省短期証券に転換することができる取決めとなっている。

今回の操作により、いわゆるローザ・ボンドの残高はベルギー、イタリア、スイス、およびオーストリアに対する分とあわせて、680百万ドルに達した。

#### ◆米国、本年上半期中の金売却先内訳

米国財務省の発表によれば、米国と外国公的機関との本年上半期中の金売買高内訳は次のとおり。

(一は米国の純売却、十は純買入、単位・百万ドル)

国名	第1四半期 中	第2四半期 中	1963年度 (1962.7~ 1963.6)
フランス	- 101.3	- 101.3	- 517.6
オーストリア	- 30.0	- 20.0	- 136.3
スペイン	- 70.0	- 60.0	- 170.0
英國	+ 106.5	+ 18.0	+ 68.8
ブラジル	+ 16.5	+ 28.4	+ 103.6
フィリピン	- 0.1	+ 24.9	+ 24.6
トルコ	- 8.5	+ 14.5	+ 6.0
ウルグアイ	-	+ 8.0	+ 8.0
その他諸国	- 9.2	- 12.5	- 23.3
合計	- 96.1	- 100.0	- 636.2

#### ◆メキシコ銀行、中米決済機構に加盟

メキシコ銀行は、8月28日、中米決済機構(Central American Clearing House)に加盟した旨発表した。

本決済機構は、中米各國の貿易取引において中米諸国との通貨の利用を促進し、域内貿易の増大をはかることを目的として、1961年8月エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスの3か国を加盟国として発足したものである。その後ニカラグア、コスタリカが加盟、メキシコを加えて現在の加盟国は6か国となった。元来本決済機構は中米共同市場(1961年6月発足)の下部機構であり、同共同市場に加盟していないメキシコの参加は例外的措置であるが、工業製品についてもかなりの輸出余力をもつ同国の参加は決済機構の機能を著しく強化するものと思われる。

本機構はEPUに似た多角的決済機構であり、加盟各國通貨の域内交換性は条約により保証されている。各國は運営資金として機構(在ホンジュラス)に各300千ドル相当の出資(25%はドルで出資しその合計を「保証基金」とする。残余は自国通貨で出資)を行ない、各國が機構に開設する勘定は「中米ペソ」(1ドルに相当)で表示される。この勘定を通じて加盟国相互間の債権債務を決済するほか、加盟国間の銀行取引はどの加盟国通貨でも自由に決済することができ、また加盟国の銀行券および硬貨は他のどの加盟国でも自由に受け取られる。決済は半年ごとに行なわれ、各中央銀行に対する信用供与限度(225千中米ペソ、自国通貨出資分)をこえる部分は「保証基金」のドルで決済される。

1962年の決済機構を通ずる決済額は中米域内貿易総額の65%に達し、域内貿易拡大に寄与している。

## 歐州諸国

#### ◆EECとトルコの連合協定調印

9月12日、EECとトルコの連合協定が調印された。ローマ条約238条によりEECが域外國と連合協定を締結するのはギリシア、アフリカ18か国に次いでこれが3回目である。協定の主内容は以下のとおり。

- (1) 終局的にトルコがEECに加盟することを目標とするが、トルコ経済の後進性にかんがみ協定の有効期間を準備段階、過渡的段階、最終段階の3段階に分けて、漸進的に経済同盟達成をはかる。
- (2) 準備段階(5年間もしくはそれ以上)においてはトルコがEECと関税同盟を形成するに足る経済力をつけることを目的とし、次の諸措置を行なう。
  - イ. EECは欧州投資銀行を通じてトルコに総額

175百万ドルの借款を与える。

ロ、E E CはトルコのE E C向け輸出の約40%を占めるタバコ、干いちぢく、干ぶどう、くるみの4品目の輸入につき特恵待遇(関税割当て)を与える。

ハ、トルコ、E E C諸国、E E C理事会およびE E C委員会の代表からなる連合理事会を設置し、今後本協定の運営ならびに協定の目的達成のために必要な措置の決定および勧告を行なう(準備期間は一応5年間となっているが、10年間以上にわたることもありうるとされている)。

(3) 過渡的段階(準備期間に引き続く12年間以内)においては、トルコは漸進的にE E Cと関税同盟を形成するほか、労働力移動、運輸政策、競争規則などについて共通化をはかり経済同盟達成に努力する。

(4) 過渡的段階から最終段階への移行の細則については連合理事会の今後の討議にゆだねられている。

出増加率規制および特別準備率の引上げによる引締め政策ならびに非居住者のフラン預金に対する付利禁止措置(本月報3月号、4月号および5月号要録参照、なお付利禁止措置については、預金のみでなく外国からローンの形式で銀行に流入する資金についても付利を禁ずる趣旨である旨の7月4日付通牒が出されている)にもかかわらず、企業がこれら規制のらち外になっている外国商業ローンに資金調達を仰ぐ傾向がふえ、また最近ことに証券市場に対する投機目的の短資流入も増加する傾向がうかがわれたので、その悪影響を防止するため採られたものである。今回の措置は下表のごとく交換性回復以来5年ぶりの引締めである。

1959.1.21 1959.7.21 1961.1.25 1962.2.24 1963.8.7

金額	1百万F	1百万F	または等額の外国通貨	〃	〃
利率	6%	5%	5%	5%	4%
期間	5年	5年	5年	5年	2年

(金額は新フラン)

今回の措置の結果、従来欧州市場で国際短資を利用してフランス国内企業に融資して来たときは、事実上4%以下で調達しうる資金はないためかなりの打撃を受けたものとみられている。

#### ◇ E F T A 関僚理事会

E F T A 7か国閣僚会議は9月11、12日の両日、ストックホルムにおいて開かれた。今回の会議は、ガットの関税一括引下げ交渉、E E Cとの接触、および域内の経済統合推進など当面の諸問題の検討に終わり、格別目新しいものはなく最終日に発表されたコミュニケも、英國のE E C加入交渉挫折後E F T Aの今後の方針を協議したさる5月のリスボン会議の決定の再確認程度にとどまった(本月報5月号42頁参照)。なお、E F T A準加盟のフィンランドは9月13日E F T Aとの交渉で域内関税引下げに関するさる5月のE F T A閣僚会議の決定に参加することに同意した。他方オーストリアはすでに8月以降単独でE E Cに対し準加盟交渉を開始(当初からE E C準加盟後のE F T A脱退問題が俎上に上り、難航している模様)、またE F T Aの共通経済政策に対する不満が強いデンマーク、スウェーデンも何らかの形でE E Cとの接近を望んでいるなどE F T Aの動向は依然注目されている。

#### ◇ フランス、非居住者による証券取得を厳格化

フランス政府は9月1日、非居住者がフランスの証券をフランスの市場外で取得する際は今後政府の事前認可を要する旨発表した。市場を通じて行なわれる取引は従来どおり事前認可を必要としない。

フランスでは、本年1月のクライスター社によるシムカ自動車株大量買占め事件を契機として、外国とくに米国資本によるフランス企業の経営支配を危惧する空気が高まり、E E Cに対して非居住者による直接投資を規制する措置を要請していたが、他加盟国の同意を得るまでに至らなかった。今回の措置はかかる事情から、E E Cの自由化指令に抵触しない範囲で経営支配の意図のある外国資本のフランス流入をある程度チェックしようとする考え方に基づいたものとみられる。

#### ◇ スイス、ドル建債券の証券取引所上場を決定

チューリッヒ証券取引所は、9月1日から、外国人発行の米ドル建債券を正式に上場することを決めた。このドル建債券は、もともと、各國の政府、地方公共団体企業などがニューヨーク市場で起債するものが多く、とくに最近では起債額も多額に上り、市場でかなりの重要性をもつて至っている(米国における外債発行額1961年623

#### ◇ フランス政府、短期商業ローン流入を規制

フランス政府は8月7日、フランス居住者(銀行を除く)が外国から受けうる短期商業ローンのうち、フランス政府(事実上フランス銀行)の許可なくして行ないうる分の条件を次のとおり厳格化した。

金額 百万フラン以下(従来2百万フラン以下)

利率 年4%以下 (〃年 5% 〃)

期間 2年以下 (〃 5年 〃)

本措置は本年2月、4月および5月に実施した銀行貸

百万ドル、62年1,274百万ドル、63年1～6月1,126百万ドル)。

ところが、最近発表された金利平衡税法案の影響から、このところニューヨークにおける外債の人気はとみに後退し、その相場も一向にさえず(5分半日本国債7月17日99 7/8ドル、9月16日98ドル)取引もきわめて低調となっている。

こうした動きに対して、今回のチューリッヒ取引所の措置は、従来場外取引しか行なわれていなかったドル債券を新たに上場することにより、ドル債券の非居住者間取引市場を拡大しようとするねらいをもつものとみられている。

#### ◇オランダ銀行、支払準備率引下げ

オランダ銀行は9月20日、支払準備率を3%から0に引き下げ、23日から実施した。同行の説明によれば、本措置は納税など季節的資金需要の増高により金融市场のひっ迫が見込まれることに対処したものとされている。市中銀行のオランダ銀行に対する準備預金残高は現在230ないし240百万ギルダーとみられるが、これが今回解除されたことにより市中銀行は月末にかけての預金減少ならびに納税資金および例年の収穫資金などの需要に対し、より弾力的な態度を取りうるものとみられている。

#### ◇デンマーク国民銀行の預金証書金利引上げ

デンマーク国民銀行は、8月28日預金証書金利の引上げ( $3\frac{1}{2}\%$ → $3\frac{3}{4}\%$ )を実施した。

もともと、デンマークでは預金者保護のための固定流動比率制度による商業銀行および貯蓄銀行の対中央銀行預け金は無利子の要求払預金であった。ところが、1955年5月以降1～1.5月もの利付定期預金の預入も認められることとなり、さらに58年6月以降国民銀行はこのような定期預金の受入れに代え利付預金証書(期間91日)を市中(主として商業銀行)に売却、これによって市中の過剰流動性を吸収してきた。その結果、現在では市中の対国民銀行預け金(8月末490百万クローネ)のうち約7割相当がこの預金証書で保有されるに至っている(他は要求払預金)。

今回の措置は、預金証書の金利引上げにより、市中の流動性をいっそう吸収し、8月19日の公定歩合引下げ( $6\frac{1}{2}\%$ → $6\%$ 、8月号要録参照)による金融緩和効果を部分的に減殺することをねらいとしたものである。すなわち、同国経済が、一昨年以降の金融引締め政策など一連の措置の奏功もあって、一応落着きを取り戻してはいるものの、貿易収支など、先行きについては依然楽観を許さないものがあり、上記公定歩合の引下げが市中に對し行き過ぎた安易感を与えることとなる懸念もなくはない。かかる情況下、国民銀行は一方で国際金利さや寄せなどの見地から金利引下げ策を推進するかたわら、本措置にみられるごとくキメの細かな国内流動性調整を行なっているわけであり、その弾力的な政策態度には注目すべきものがある。

#### ◇フィンランド銀行総裁の経済安定計画案

このほどフィンランド銀行総裁クラウス・ワリス博士は、物価、賃金、雇用、および財政など諸般にわたるきわめて包括的な経済安定計画案を発表した。これは、現在同国経済が景況の停滞と賃金上昇というジレンマに直面していること、貿易収支も引き続き大幅な赤字を記録していること、などの情勢に対処するため、政府の要請に基づいて立案されたものである。

その骨子は、次のとおりである。

- (1) 現行賃金協約をそのまま1964年末まで延長する。ただし、本年11月の生計費指数が155ポイント(基準指数)をこえる場合はその分だけ1964年初に調整する。また、64年5月の生計費指数が本年11月指数を3ポイント以上上回る場合はその分につき、64年7月に再調整する。
  - (2) 公務員給与については、一般賃金水準にスライドさせる現行方式を改め、生計費指数に準拠するスライド方式を採用する。
  - (3) 農家家族の所得評価方式を改め、新たに生計費を基礎とするものとする。
  - (4) 農産物価格安定法に基づき本年9月に行なわれる食料品価格の調整は、生計費指数を1ポイント以下の上昇にとどめるよう行なう。
  - (5) 予算の均衡をはかるため、支出を削減するとともに、1964年度に所得税、法人税、財産税につき一率15%(現行税率比)の増税を行なう。ただし、政府提案の売上高税(税率11%)は65年度まで実施しない(ただし、税率を9%に引き下げれば来年度から実施してもよい)。
  - (6) 森林、造船、農業などの主要業種に対して、その合理化をはかるための融資を行なう各種基金を設立する。なお、これら基金は、政府、中央銀行などの拠出金によるものとする。
  - (7) とくに金属輸出を促進するため、金属関係産業の輸出割賦信用供与を便ならしめるような措置を講ずること。
- このほか、雇用対策として、雇用対策基金を設立する

ための予算措置をとることを提案しているが、これについてはすでに政府が「雇用基金法案」を作成、現在国会で審議が行なわれている。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇東南ア諸国の援助受入れ

東南アジア諸国が最近、先進国および国際機関から受け入れた経済援助は次表のとおりである。

最 近 の 援 助 受 入 れ 動 向

被援助国	援助国または 国際機関	調印日	金額	返済期限	金利(年)	資金使途
インド	スイス	7/30	スイス・フラン	10年		機械設備輸入
〃	英國	8/26	10百万ポンド	25年	(当初7年間の利払免除)	一般商品輸入
パキスタン	米国(AID)	7/12	4.7百万ドル	40年(10年据置き)	0.75%	電話電信設備拡張
〃	〃	7/15	1.5〃	40年(10年据置き)	0.75%	上下水道計画調査費用
〃	〃	7/17	3.1〃	40年(10年据置き)	0.75%	水道施設拡張
〃	〃	7/19	5〃	40年(10年据置き)	0.75%	発電設備輸入
〃	〃	7/21	1.1〃	40年(10年据置き)	0.75%	〃
マラヤ	ID世銀	7/26	9〃	50年(10年据置き)	0.75%	かんがい設備建設
マラヤ	世銀	7/16	8〃	(注)	(注)	マラヤ工業開発金融
〃	〃	8/7	751.9〃	25年(5年据置き)	5.5%	公社に対する貸付
台湾	米国(AID)	6/14	21.5〃	20年	3.5%	発電所建設
〃	〃	7/215	〃	20年	3.5%	火力発電所拡張
						民間業者による資本財輸入

(注) 金利はマラヤ工業開発金融公社が実際に民間企業に貸し出す時点における世銀金利とし、返済期限は最長15年とする。

### ◇豪州、特別長期貸付基金の増額と支払準備率の引下げ

豪州政府は、7月10日、準備銀行に設置されている「特別長期貸付基金」(本月報37年5月号要録参照)の利用が活発化し、資金不足が見込まれるに至ったため、これを増額する旨発表した。

同基金は、商業銀行に預金額の3%に相当する資金(支払準備預金から2%、LGS資産(注)から1%)を準備銀行に預入させ、生産、輸出向け中長期(3年~8年)金融の回転資金として活用させる目的から昨年4月新設されたものであるが、今回その預入率を3%から4%に引き上げた。これにより同基金は現在の57百万豪ポンドから76百万豪ポンドに増加することとなった。またこの預入率1%引上げに伴い、準備銀行は翌11日に支払準備率を11.5%から10.8%に0.7%引き下げた。

(注) LGS資産(Liquid assets and Government securities)は商業銀行の手持現金、準備銀行預け金(ただし支払準備預金を除く)および大蔵省証券、国債の合計額。

### ◇豪州の1963/64年度予算案

豪州政府は、8月13日、1963/64年度予算案(1963年7

月~64年6月)を議会に提出した。本予算案は政府の標榜する「経済の繁栄と拡大」の線に沿い、軍事費、社会福祉費、公共事業費の増加に重点をおく拡大予算となっており、このため大幅の減税は予定されていない。また58百万豪ポンドの赤字を計上しているが、これは長期国債の消化いかんにかかっており、公募環境の悪化が予想される現状においては、前年度のように当初の赤字予想を黒字決算化することは困難であろう。

(1) 歳入(2,222百万豪ポンド、前年度決算比6%増)

経常勘定は、本格的減税措置を見送った一方、所得税、法人税の自然増収を織り込んで1,837百万豪ポンドと前年度比6%増。一方、資本勘定は385百万豪ポンドと前年度を29百万豪ポンド下回っているが、これは長期国債の応募が国内景気の上昇に伴う民間投資の増大、米国の利子平衡税措置など内外における公募環境の悪化から前年度並みを確保することが困難視されているためである。

(2) 歳出(2,280百万豪ポン

### 豪州の1963/64年度予算

(単位・百万豪ポンド)

歳入	1963/64年		1962/63年		歳出	1963/64年		1962/63年	
	年度予算	決算	年度予算	決算		年度予算	決算	年度予算	決算
総額	2,222	1,970	2,099		総額	2,280	2,088	2,083	
経常勘定	1,837	1,666	1,685		経常勘定	1,912	1,726	1,738	
税収	1,550	1,418	1,431		社会保障費	411	388	379	
所得税	607	538	542		軍人恩給など	123	111	111	
法人税	290	262	260		国防費	252	210	214	
国内消費税	288	276	274		公共投資	196	181	180	
売上高税	155	155	157		州への交付金	449	423	424	
公企業収入	181	167	171		公企業支出	135	126	126	
その他	106	81	83		その他	346	287	304	
資本勘定	385	304	414		資本勘定	368	362	345	
長期国債	300	211	317		国債償還	90	106	90	
その他	85	93	97		地方公共事業および住宅建設	267	246	249	
歳入過(△)不足	58	118	△16		その他	11	10	6	

ド、前年度決算比9%増)

経常勘定は、軍事力の近代化、東ニューギニア防衛対策を主体とする国防費の増額、社会保障費の給付率大幅引上げなどを主因に1,912百万豪ポンドと前年度比10%増。また資本勘定でも、住宅建築を主体とする公共事業費の増額から368百万豪ポンドと前年度比7%増となっている。

#### ◇ニュージーランドの1963/64年度予算案

ニュージーランド政府は、7月11日、1963/64年度予算案(1963年4月～64年3月)を議会に提出した。本予算案では前年度に引き続き「経済発展に資する生産、輸出面にインセンティブを与える」ことを目的として輸出振興および産業投資促進関係の減税を行なうとともに、選挙の関係(本年11月の模様)もあって、個人所得税の軽減、および健康保険、病院施設、教育など広範な社会福祉費の増額を予定している。またこれと同時に、政府は本年6月官民合同で開かれた輸出振興会議での要望の線に沿って、輸出信用保険機関の設立を検討する旨発表した。

主要減税措置は次のとおり。

- (1) 個人所得税の10%減税(ただし、1人当たり最高減税額は100NZポンドまで)。
- (2) 特定の農業開発支出については、向こう3年間全額損金算入を認める(従来は400NZポンドまで)。
- (3) 輸出振興のため支出に対する特別控除措置(当該支出額の150%を課税対象から控除)を観光事業にも拡大適用する。
- (4) 農工業の使用する機械、プラントに対しては一定期間(63年9月1日～65年3月31日)10%の特別償却を認める。
- (5) 娯楽税を全廃する。

#### ニュージーランドの1963/64年度予算案(注)

(単位・百万NZポンド)

	歳 入		歳 出	
	1963 /64 年 度 予 算	1962 /63 年 度 予 算	1963 /64 年 度 予 算	1962 /63 年 度 予 算
税 収	352	319	社会 福祉	236 222
うち 所得税	155	134	国債元利払	52 42
社会保障税	88	82	行 政	48 47
そ の 他	58	56	防 衛	31 28
	410	375	産 業 開 発	26 23
赤 字	1	4	そ の 他	18 17
計	411	379	計	411 379

資料：ニュージーランド準備銀行月報7月号。

(注) 一般会計および社会保障特別会計の合計。

## 共 産 圏 諸 国

#### ◇ソ連国立銀行の総裁交替と機構改革

ソ連最高会議幹部会は8月15日アレクサンドル・コロブーシキン国立銀行総裁を解任し、その後任としてアレクセイ・ボスコノフ大蔵次官を任命した旨発表した。なお、ソ連国立銀行総裁はソ連の大臣に相当する権限を有し、その任期は5年である。

一方昨年3月および11月に農業、工業を中心に国家経済管理機構が大幅に改革されたが、その一環として金融機関も改組され、従来ソ連大蔵省の管轄下にあった国家労働貯蓄金庫(国民の貯蓄吸収機関で全国に約7万の店舗を有す)は本年1月1日からソ連国立銀行の所管に編入された。